

参議院労働委員会会議録第十八号

昭和二十七年六月十三日(金曜日)午後
二時三十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 中村 正雄君
理事 安井 謙君
波多野林一君
村尾 重雄君

委員

上原 正吉君
木村 守江君
九鬼紋十郎君
一松 政二君
早川 慎一君
菊川 孝夫君
重盛 壽治君
堀木 謙三君
堀 眞琴君

國務大臣

内閣総理大臣 吉田 茂君
労働大臣 吉武 惠市君
厚生大臣 吉武 惠市君

政府委員

労働政務次官 溝口 三郎君
労働省労働局長 賀来才二郎君
労働省労働基準局長 龜井 光君

事務局側

常任委員 磯部 巖君
会専門員 高戸義太郎君
会専門員 高戸義太郎君

本日の会議に付した事件
○連合委員会開会の件
○労働関係調整法等の一部を改正する
法律案

○労働基準法の一部を改正する法律案
○地方公営企業労働関係法案

○委員長(中村正雄君) これより委員
会を開会いたします。

午前中地方行政、人事との連合委員
会におきましては、政府委員の出席が
なかつたために午前中の連合委員会が
散会いたしております。従いまして明
日午前十時から地方行政、人事連合委
員会を開きまして、主として地方行政
の委員からの質問を行き予定になつて
おります。なお人事委員の質問に割当
てております。連合委員会は、十六日
以降適当なる日におきまして西委員長
で協議して決定いたしますからさよう
御了承願ひたいと思ひます。

なお本日の労働委員会におきまして
は、先般のお約束通り内閣総理大臣が
出席いたしまして質疑することになつ
ておりますが、先般打合せました総理
大臣の出席時間が三時間となつており
ますが、本日内閣より四時までに終え
てもらいたいという、こういう通告が
ございました。一応報告いたしておき
ます。なお質問につきましては、各委
員から通告がありますので、通告に従
つて発言を許しますが、今までの政府
委員との質問と違つて、一応最初に全
部の質問をお願いいたしまして、それ
に対して再質問すると、こういうふうな
方向で進みたいと思ひますので、御了
承願ひたいと思ひます。

只今内閣総理大臣並びに労働大臣が
出席いたしましたので、通告順に従ひ

まして質疑の発言を許します。なお先
ほど報告いたしましたように、本日総
理大臣の出席は午後四時までと、こ
ういふ通告がありますが、或る程度の時
間は余裕があると思ひますので、割当
いたしました三十分は不可能と思ひま
すから、大体お一人二十分程度で質疑
を終るよう御努力願ひたいと思ひま
す。通告順に従ひまして発言を許しま
す。

○重盛壽治君 総理大臣に対して私が
お聞きしようという事は、すでに
うわかりきつたことであり、いわゆる
しやかに説法ということであらうと思
ひますし、又そうなることを望んでお
るではありません。今回の労働法規の改
正及び制定は、ただ労働法規の制定
を法文によつて改めて行くということ
ではなくて、この国会で問題になつて
おりますところの破綻法と共に、この
労働法規を制定されることによつて、
日本の将来の歩み方、言い換へますな
らば、国家全体の思想の上に重大なる
変革を来す予感がある。更には労使
間の対立となり、或いは全産業に及ぼ
す影響の極めて大なるものがあると思
ひますのでございます。そこでこの法案
を審議する前に、非常に多忙な首相に
お出で願つて御意見を伺ひしようにと
いうことになつたのであります。

言ひまでもなく独立国となつた日本
が、名実ともに兼ね備へた独立国とし
ての内容を持つことのために、何と
申しましても経済自立が先決問題であ
るということは、すでに総理大臣、大

蔵大臣等の言われるところであり我々
も又同感であります。併しこの経済自
立の方法はいろいろあるであらうと思
ひますが、何かがその根幹となるかと
言ひますならば、言ひまでもなく国内
あらゆる産業の振興であります。そし
てこの産業の振興を図る基本條件は、
労働行政を如何に円滑にせしむるか
ということにかかつておると思ひます
のでございます。総理大臣は御承知のよう
に、このたびの労働法規の改正に当り
ましては、全労働者が反対をいたして
おります。そして又更に実力行使によ
つてもこれを阻止しようとして陰謀な
る状態さえ出て来ておるのでございま
すが、こういうときに何故にこの国会
において強硬にこれを改正なさろうとす
るのか、先ず第一点をお伺ひしたいので
あります。このような問題は、今まで関
係大臣にもお聞きしたのであります。ま
けれども、関係大臣の答弁等によりま
すならば、従来の法律を以てしては講
和が発効した現段階におきましては、
事務的にも産業の発展のためにも支障
を来すから改正をするのだということ
を言われておりますけれども、私はこ
こで一つお伺ひしておきたいことは、
総理大臣が労働者と資本家、言い換へ
ますならば資本と労働力とをどのよう
に評価せられておるか、どんなふう
に感じになつておるか、労働者とい
うものは資本家の隷屬物であつて、不逞
の輩である、そういうふうな考えであ
るか。それとも労使平等な立場にお
いて日本の産業を再建せしめなければ

ならんというお考えであるのか。ここ
に先ず基本があるのであつて、言い換
えますならば、今回のような地方に起
きておりますところの、国内全般に起
きておりますところの労働争議とい
うようなものは、この法律反対のため
の争議というものが、総理のお考え如何
によつては円満に解決できるところの
性格を持つておるというように私は考
へるのであります。従つていろいろ事
務的な弊害はありましようとも、取り
あへずはあの政令二百一十号が出ました
以前の状態に返して、講和後の産業の
あり方と労働運動の進展を見て、日本
の再建のために支障を来すというよう
な状態が生れまじたらば、そのとき
に初めて現実に即して労働組合法を改
正いたしまして決して遅くないので
あります。首相のお考えは、私の言ひ
過ぎかも知れませんが、国民を
御心配になつておらないのではな
いか。特に勤労階級といふものを信頼し
ておらんように私は考えます。それ
も、もう少し国民全体を信頼されてい
いと思ひます。法務委員会でも私はこの
ことを申し上げましたけれども、日本の国
民性は私が今更申し上げるまでもなく、
いわゆる叩けば反撥して来る、特に労
働者にはそういう気持ちで非常に強い
のであります。併し一方又變えて温情
を以て協力を要請し、而もそのことが
日本民族八千万の結集力によつて日本
国家の再建をしなければならんところ
の重要な段階だといふような大義名分
の大方針の下には、私は命をかけて協

力をして行くところの国民性を持つておる。この性格を総理大臣も今こそはつきりおつかみになつて、言い換えるならば労働組合法規の改正の中に緊急調整がござりますが、今こそ首相が決然とせられまして緊急調整を労働省と法務府のほうになされまして、そうしてこういふ厄介な法案を今日この段階で上程することなく一応考慮したらどうかというこの一言によつて、いわゆる鶴の一言によつて社会不安を一掃できるところに來ておりますので、どうか首相のこの点の考え方をお聞かせを願いたいと思つたのであります。

占領中の我が国の労働政策は私が申し上げるまでもなく司令部の政策で大体履行せられた、言い換えますならばフリー政策というふうなものが講じられておりました。これに対しては総理大臣御自身としても必らずしも全部が満足であつたとは私どもも考えません、これはフリー政策に反対してゐるというふうなことはなく、いわゆる日本の現状を十分に把握してもらへなかつたことが一点と、更に米国の一貫した一つの政策があつたと、かように考へるのであります。併し調和発効になりました今日この段階になりましたならばこのフリー政策からは完全に抜出しておるのでございまして、憲法二十八条に規定するところの労働者に与えられたところの一切の権限はこの際すべての労働者に与えて行く、そういう方針を先ず政府がお立てになるべきではないか。私が申し上げるまでもなく労働組合法がこの法律で常に労働者を拘束して、そうして縛つてものをやらせるというのではなくて、労使間の紛

争がたま／＼起きましたときに、いわゆる不測の事態が生じたときにこの法律によつて処理して行く、飽くまで民主化の基盤となる労働組合を育成助長せしむるという保護の規定でなければならぬというふうに私は考へるのでございますが、首相のお考えはどのようでありませうか、この点をお伺いいたしておきたいと思つたのであります。

今度の労働法改正に當つて電通、郵政を初めとして現業に田交権を手えられましてこれは総理のお考えに私は大賛成でありまして一歩前進でございませう。併しまだ／＼この種の方法を講じなければならぬところの現業官庁が非常に多く、一貫性を欠いておるようである。例へば建設事業でありますとか、港灣関係でありますとか、なおその他たくさんあります、国立病院の療養所に働いておるところの医者であるとか看護婦であるとか、こういうような現業に従事しておる者に対しては当然労働法の改正をいたしまして国家公務員から除外して行かなければならぬというように考へるのでございまして、この点一層の英断を私はお願いすると同時に、こういうことをやつて頂ける御意思があるかどうかをお伺いしたいのであります。

更に米軍が占領後日本に來て日本の多くの労働者を使う、いわゆる過去の進駐軍労働者であります、独立した現在は今申上げますような形の上から申しまして、当然こういう人たちに日本の労働法規によつてすべてを処理して行くというふうには私は考へるのでございますが、これでいいのかどうか、首相のお考えをお聞きしておきたいのであります。

これは少し細かいことになりませんが、從來各種の問題で公職会を開催いたしておりました、労働委員会としましては冒頭私が申し上げましたように、単なる労働法規の改正というところでなく、これが実施されますならば日本の将来の思想の上に変革を來たすという建前から、あらゆる関係者にお出でを願つて公職会を開いておるのでございませう。これはややもすれば聞き放しという形であつて、これが本場の法律を作ります上には用いられておらんのであります。これは首相みずから折角意見を聞いたのであるから、その有用な意見は十分とり上げて法律を活かして行くという形にやつて頂きたいのであります。この点のお考えはどのようにお考えになつておられるのか、一つお聞きをしておきたいのであります。

更に全般的な労働問題であります。先ほど申し上げましたように、何といつても今一番日本の国で大切なものと、運用のよろしきを得なければならぬのは私は労働問題だと考へております。その労働問題が政府のおやりになつておる労働政策といふか、これは何か孤立したような形である。政府自身としては全般的な総合政策の中に入つておるのだとおしやるかも知れませんけれども、より強力なる総合政策の形の中に常に労働問題は織込まれて行かなければならぬのではないかと、特に金融政策とか治安政策というふうなものとは密接に織込んで行かなければならぬ。現在の吉武労働大臣が非常な私は有能な労働者でありまして、決してこのことを発言できないようなかたではないと存じますけれども、從來私どもが見ておつた姿をそのまま率直に申上げますと、何かしら労働大臣は伴食大臣のような形で、直ぐ予算の面で大蔵大臣に押えられまして、地方自治の問題で或いは法令の問題で法務總裁に押えられておるというふうなことで、本場に労働者にはこうしてやらなければならぬというところを考へつても、労働者自身の力ではどうにもできないというふうなものがたくさんあつたのではないかと。一つの小さな例ではあります、国鉄、専売等が一つの裁定を下されて、当然この労働にこの程度の給手をやれというふうなことがありまして、予算上、資金上というふうなことで大蔵省の力のウェイトが多くて遂に実現できないというふうなことがございまして、こういう点に對しましては今日只今より首相がもう少し決意を以て私の申し上げる労働行政が本場に大切だといふ段階に至りますならばお考えを願いたいといふことを、この点に對しまして将来どのようにお考えになつておるかといふことをお聞きしたいのであります。

最後に、日本の労働運動の実態を一体國際的のどのような程度に求めようとするのか、これはいろいろ方法はありますけれども、例へばILOの國際条約をいまだ少し多く批准をして國際的な信用を得なければならぬといふように私どもは考へておりますけれども、現在世界の平均批准は一七％で我が国は一四％で平均批准に達しておらずといふような状態でありまして、併し我が国の法律を今少しずつ直せば直ちに残つておるうちの半数ぐらゐは批准ができるという状態まで進んでおるものであります。これをいま一息首相のお考えによつてお進めを願いますならば國際水準は非常に上つて、日本の労働運動のまじめな在り方はつきり世界的に打出されて行くといふふうには考へますが、この点に關しましてはどのようにお考えになつておるか承りたい。

最後に私はこれは悪口を言うようなことになるかも知れませんが、この際総理大臣の講和発効後の日本の再建に對して、総理御自身の考え方、或いは自由党の方針というふうなものは常に発表して頂いておるのでありますけれども、より広く全國民に對して日本の産業再建のためにはかくあるべきだといふ一大協力を要請なさつて、そうしていわゆる側近の方のみの進言によつて政治を行はれることなく、あらゆる方面の代表とじかにあなた自身がお会いになつて、特に労働者の代表などには對しては米國においても成勞のルイス君に會つてあのストライキはどうだといふようなところまでやる、この氣魄といひますか、幅といひますか、民主的感覚といひますか、そういうものを

お出しになつて、本當に実情をそれぞれの代表者に訴えて協力を要請するといふ形をとつて頂けますならば、私は日本の労働問題などはたちどころに解決がつくと考へてゐるものであります。終りに首相に對する希望の一端を申し上げて私の質問を終りたいと思つたのであります。

○國務大臣(吉田茂) 答へいたします。お話を伺つてゐると、このたびの労働法規は如何にも労働運動を圧迫し若しくは一種の彈圧法のような性質を帯びてゐるのかのようにお感じですが、政府の考えは全然これに反對

しているのではありません。主要なものを述べれば、あなたが述べたことになった意見と同調している気持でいるのであります。即ち労働運動の健全なる発展を希望し、労働協約の希望し、又同時に全体の日本の経済が一層発展するように、労働階級の協力を望むという趣意においては決して政府もあなたのお考え以外にあるのではないのであります。併しながら現在の状態から申して、こういう法規は必要である、或いは占領下における労働法規は、或いは行き過ぎ若しくは不足するものがあつたかも知れませんが、現在の日本の経済状況或いは又産業の発達その他から考えてみ、この程度の法規は必要と考へるのであります。あえて弾圧をするとか或いは又資本家だけに利益であるとか、或いは政府にだけ都合がいいということを目的として考へているのではないので、この法規が制定せられるまでには審議会の議を経て政府が長くかかつて研究した結晶がこの労働法規になつたのであります。この点についてはよく政府の考へているところをおくみ取りを願いたいと思ひます。

又は公共の福祉等も考へに入れて、十分に練りに練つた結果がこの労働法規であるのであります。これに對して欠点がある、不満があるということは、この機会において十分国会方面から、参議院若しくは衆議院、その方面からして意見を汲んで、意見を承知してこれによつて考へるべきことは考へます、あえて弾圧一本のつもりでやつてゐるのではないということを御承知を願ひたいと思ひます。

又只今労働大臣は伴食のようなお話をされましたが、これは断じてそういふことはございせん。労働大臣としてその主管事務については主張すべきことは十分主張し、又意見として他の閣僚の意見としてくみ入れ得るものはくみ入れてこの法規になつたのであります。決して労働大臣が伴食であるがためにこの法規が弾圧法規になつたといふようなお感じであれば、これは誤解であります。細かいことは労働大臣からお答えいたします。

○國務大臣(吉武重吉) 只今總理大臣からお答えがございしました点で洩れだ点を一、二私からお答え申上げたいと思ひますが、労働条約の批准の点につきましても、終戦後における日本の労働法規は相当国際水準に達しているものもございまして、批准し得るものもあるわけがございしますから、できるだけ早い機会に批准し得るものは批准する処置をとりたいと考へております。

又参議院において或いはその他の方面において、あたかもこの法規が弾圧を目的としているかのごとく受取られた結果は海外における影響は決してよくないものであります。これは一種の誤解を考へるのであつて、日本の将来にとつて、或いは又日本が外国との関係において、決して好ましい結果を生じておられないのであります。独立後の日本として国家は決して容易でないものであります。政府としてはあくまでも民主主義に則つて、又労働階級の幸福

す。即ち日本の總理大臣として労働組合を基本的にと考へてゐるのかといふことをばお尋ねしたいのであります。実は時間の制約から一度に續けて質問してもらいたいという議事進行の行き方でありまして、非常に不満であります。時間的關係上承認を得てそれに基いて二、三續けてお尋ねしたいと思ひます。

○委員長(中村正雄) 續いて村尾重雄君。

○村尾重雄君 私に總理大臣が今日の労働組合をどう見ておられるかについてお考え方をお聞かせないのであります。

す。即ち日本の總理大臣として労働組合を基本的にと考へてゐるのかといふことをばお尋ねしたいのであります。私は時間の制約から一度に續けて質問してもらいたいという議事進行の行き方でありまして、非常に不満であります。時間的關係上承認を得てそれに基いて二、三續けてお尋ねしたいと思ひます。

私が以上わかり切つたようなことをばあなたにお尋ねしたのであります。私が、甚だ失礼な言葉とおとりになるかも知れませんが、このわかり切つたことをばあなたにお尋ねしなければならぬ。いまだに現吉田内閣の労働行政といふ点について、日本の組織労働者は非常に大きな疑惑をもつてゐるのであります。只今国会で、特に参議院での批判が大きいけれども、却つて組合等の識者に疑惑を持たれるような悪影響になるから、何だか慎んで頂きたいといふようなお言葉のようにとれたのであります。もと政府にあるのであります。こうした政府のこの法案の取扱方に対して非常に今日の組織労働者が、又は識者が疑惑を持つてゐるということはおおくのことではない事実なんです。そこで私は大体三つの点について總理の御意見を伺ひ、この問題を明確にしたいと思ふのであります。

先づ一つは、今度の法規の取扱方をば、現在政府が国会に出しておられるところの例えは破防法並びに集団デモ取締法、警察法の改正、自治法の改正等の一連の治安対策法案、言ひ換へれば吉田内閣の反動政策の一連としてこの労働法規の改正の取扱をなさつ

ておられるのではないかといふ疑いを我々は持つのであります。なぜならば、我々がこういう疑いを持つことが無理であるか否かはこの一点であります。政府においては労働法規の改正について昨年リッヂウェイ氏の声明に基いて政令諮問委員会、又中山伊知郎氏の労働法改正の要綱等の答申に基き、中央労働基準審議会等を設けて、半年に亘つて非常に熱心にこの改正案についての意見をまとめられたことに對しては、我々非常に敬意を払つておるところであります。ところがこれらの最後の決が十分にとれなくて、国会に提案されるものだと思つておつたのに、国会に当然期間を考へて提案することなく、五月過ぎて会期が末となり一ヵ月延期になつて、而も重要なその転機というものがメーデーにおけるところの皇居前広場におけるところの極左一部分のあの騒擾事件を契機として政府が労働法規を国会に提案されたことなものであります。即ち五月七日の閣議において破防法の無修正国会通過に決意を重ねられと共に、これらの一連の治安対策法案を出されたのであります。それと同じに労働法規といふものをば閣議で決定、国会に提案されるに至つたのであります。我々は騒擾事件を契機としてこれを律して、これに口実を求めて政府が出したこの労働法規の出し方に私は非常に、若し政府が考へた考へ方、治安対策と同じことであり、又こうした一連の治安対策法を出されたといふことに對しては、我々はこの法案に對して非常な疑惑を持つのであります。その点について

ての總理の明快なお考え方を承りたと思ふのであります。

次にお尋ねしたいのは、同じ五月七日の閣議の問題、決定の条項であります。が、当日問題になつたこの労働法規の最後の仕上げの問題になつたのは、この原案から首相の争議停止権のこの条項を削除されたことであり、す。いま一つは、ゼネストのごとき非常事態に對しては治安保持の問題として別個の便法を考へるという立場からこれらを外して労働法規を出されたのであります。その労働法規を出したきに重大な争議の最終的なこの解決というものをば出されたのであります。が、ここで私はお尋ねしたいのは、この別個に治安対策としてゼネスト禁止法を考へてゐる、而もしばしば国会での論議の最中においても、当時の責任者木村氏にしても、又吉武さんにしてもこれを言はなかつたと言はなかつた、今日の労働組合の動き方と照合してこれを十分考慮した上において我々はおくみ取り、これを考へて出さなかつたかについて考慮して行くという立場をとつておられるのであります。これは一面この法案の審議如何においては又第一波、第二波、第三波と行われてゐる労働のストの如何においては、ゼネストを以て、言外の上にならうした一つの威圧を以て、労働法審議に當られるという遺憾な態度であります。そこで私は事直にあなたに禁止法について、あなたは今日どうお考へになつておるかといふことについてお伺ひすると共に、この法規を出すときに、首相の争議停止権という条項が削除されたが、

それに代つて労働省から重大な争議の一つの処理方法として緊急調整の制度を出されておるのであります。その他はこの緊急調整の制度が、このまま政府原案が若し原案通過したとした場合に於いて、又この原案において大体ゼネスト禁止法というものをなさなくては、争議というものが或る程度抑制、それをとめることができるのだというお考え方はあなたには持つておられるかどうかということをお伺いしたいと思つてあります。以上で一応終了してお答え願います。

○国務大臣(吉田茂君) お答えいたします。労働法規の提案その他の取扱方について遺憾があるという御意見であります。このお考えはお考えといたして、政府としては労働法規は長く如何に改正するかについては研究に研究を重ねて来たのであります。而してこの議會においてでき得れば法律になる成果を得たいと考えており、又國會においてこれが法律として協賛を得るようにしたいというだけの話であります。その出方とその他の他について大いに御意見を設けたように、施したようにお考えであります。これは政府の考へておるところではないのであります。又治安対策と関連をしております。……関連もいたしておりますが、治安対策は、これは現在の状況から考へてみてその制定を必要としたから提案いたし、又制定せんといたしておるのであります。

ゼネストについては、これは結局状態がどうなるか、ゼネストを禁止せざるを得ないような状態と見れば、これを政府は提出せざるを得ないのであります。今日それだけの必要があるかどうか、又これをなすことが公共の福祉に合するかどうか、これは政府は慎重に考慮いたしております。その他は労働大臣からお答えいたします。

○村尾重雄君 もう一点お尋ねいたしたいことがあるのであります。それは労働法規の改正についてであります。が、すでに法規が制定されてから六年経過しております。六年間の實際の運営と又経験に基きまして、我々この労働法規を改正することに決して我々は反対ではないのであります。我々はその運営と経験に基いて改正されなければならぬ点を多々あることを十分にこれを認めるのであります。ただ問題は、一言お尋ね申し上げたいのは、労働法規の取扱方について、又法規そのものについて、これは保護法として取扱うべきものか、又あなたは取締法としての立場に重点をおいておられるかということをお聞きしたいのであります。それは御承知のように、二十年の暮に労働組合法が制定されました。そのときの政府の提案説明にも明確にありましたように、憲法二十八条における労働者の団結権並びに団体交渉権及び団体行動を保障されておるこの目的を達するために、保護法として労働法というものが制定されたのであります。それは二十四年だと思つております。第五回國會において、やはり吉田さんの内閣の手においてこれが大きな改正を見たのであります。この改正の提案説明に、政府は労働組合の民主化を徹底するのだ、又その責任性を明らかにするのだとおつしやつて、これらの提案理由というものは我々も認めるのであります。その実は相当労働組合に政府、言い換えれば官僚の介入

といふ事案であつたのであります。このたび改正を又三度吉田内閣の手において見るに至つたのであります。このたびの私は改正は、成るほどいろいろと言を盡して弁明されますが、明らかにこのたびの改正は自由党の性格といふものです。いわゆる経営者の意向というものが相当ウエイトを持つて改正に臨まれておると見ざるを得ないのであります。これは一々例証を挙げてやる時間を持ちませんが、只今又爾来議院においても問題となりました緊急調整の取扱について、又調停申請却下の問題にいたしましても、個人処罰の問題にいたしましても、非常に、労働間の問題としての、経営者と労働組合と自主的な間において相当これがいろいろと処理さるべき問題であるのに、より以上に今日の政府、言い換へますと、官僚の人たちがこれらの労働組合の内閣部へ干渉するに及んで見出されるのであります。又基本権であるべきところの争議に對して、団交に對して、非常な抑制的な考へといふものが今度の改正を通じて随所に我々には感ぜられるのであります。そこで吉田総理に、労働組合法というものの、又労働組合法と労働者の団結及び団体交渉権、団体行動に對しての保護法的性格、當時の考へ方を持つておられるのか、取締法的の何を、労働者は放つておくことをするかわからない、前の考へ方によつて、干渉的な考へ方を持つておられるのか、その点を一点お伺いして問題を打ち切りたいと思つてあります。

○国務大臣(吉田茂君) 御質問のこの法規は取締法的であるとか、悪い言葉を申せば弾圧という意味になるかも知れませんが、そういう気分でないといふことはしばしば申した通り、今日もこれまで先ほども申した通りであります。詳細は労働大臣からお答えいたします。

○国務大臣(吉田茂君) 只今総理からお話がありましたことと今回の改正の趣旨は労働者の権利保護という点と一方公共の福祉という点を考へて立案したものでございます。

○委員長(中村正雄君) 続いて堀木三君。

○堀木三君 私も先ほどからの質疑応答を伺つておつたのですが、なお確めたいところがあるわけでありまして。

今度の労働法の改正、労働関係法規の改正はこれはもう総理大臣自身がよく御承知の通りに昨年の五月のリッヂウェイ声明に基きまして、占領下の諸法令の改廃という観点に立つて総理自身が信頼されることでの政令諮問委員の答申、それに基いて始まつて参つたものであります。その当時の何と申しますか、その政府の支配される政令諮問委員会自身を支配しておつた空気が、労働の問題は法令で規制して實際の事情を無視するときには却つて社会秩序を混乱に陥れるものだ、従つて労働法規の改正は他の法規の改正とよほど趣きを異にして、労使双方の自主的な納得とその解決に對する努力、責任の成果とを負つて行くべきだ、こういうふうな事柄が支配的であつて、ただその争議行為が社会の秩序と公益の維持に對して甚だしく支障を与えて、そうして治安立法の對象となるような事態に

なつたときに労働法規とは関係なしに治安問題として解決しようといふのが大筋であつたはずであります。ところが実は今度は今もお話にあるようなゼネストについては未解決なままに労働大臣の御説明によりまして、本國會も残り幾らもありませんから本國會中はお出しにならないようだ、併しやはり治安省としてはその問題を考へているのだ、そして今度の労働関係法の改正が出て参りました。

で率直に申上げますが、今度の改正法規は昨年の暮から労働関係の法令審議會で、これは確かに労働省も御努力なすつたと思つていますが、本年の四月頃までおかりになつたという関係から出て参つた改正案ですが、率直に申してここのところを見ますと、この法令に關係した者でもでき上つた結果に満足していない。その一例を挙げますと、総理大臣が「一番こういう方面では御信賴のあると思われる中山伊知郎氏、この答申を書きました」といわれておる中山伊知郎氏すらあえて今回の改正を必要としない、それから労働者は無論改正をする必要がない、経営者のほうはこつちの改正ではどうも困るのだと実は全く未熟なままに出て参つた。と同時に緊急調整なるものは公益委員の吾妻委員の案をつたつたといふふうな言われながら、実はこれは労働省はそういう御説明をなさるが労使双方ともそれはうそだと、大事なところは抜いてあつてそれは労働大臣が勝手におきめになつたと、事実そうなんです。そういうものが出て参つておるので

で私はここで従ひまして総理大臣の

御出席を得て、ここで一番もとの政令諮問委員会に対して総理大臣はどういうふうなお考えで諮問を出されたのか。そうしてその答申に關してどういうお考えで労働大臣にお命じになったのか。その点を二点だけ先ず御質問申上げたいと思います。

○国務大臣(吉田茂君) お答えをいたしますが、只今の御意見であるとの労働法に対してはすべてのあらゆる方面が反対をしておるに言つておられますが、そうでない部分も我々は承知いたしておるのであります。これは人の聞き方或いは聞いた方向の相違であるかも知れませんが、賛成しておる人もある。又只今お話のように政府諮問委員会その他の各方面の意見を政府としては成るべく広く集めて研究をいたした結果がここに至つたのであります。若しこれが各方面ともことごとく反対であるということであるならば政府はあえて提案することは躊躇いたしたはずであります。併しながら政府としてはこれだけの法規を現在において必要と考へまして提出いたしたのであります。一々誰が何を申上げたということとはここで申しませんが、政府としては相当方面この法案の必要性を認められたが故に提案したということをごくこではつきり申述べます。

○堀本三三君 私は総理大臣の善意を曲解するつもりはございません。だから恐らく総理大臣自身はそういう認識に立つて法案を出しになつておられますが、併しながら私の申し上げたことは決して事実に基づかないで申し上げておるのでない。先ほど例を挙げましたようにたぐさんのこれを反駁する事例に立つて申けておるのでありますか

ら、総理大臣としては今まではそうお思いになつておつたかも知れませんが、私がここで申し上げたことも十分に御考慮願うだけの価値のある裏付けの事実があるということを申し上げまして次の問題に移りたいと思います。

先ず第一に伺いたいことは総理大臣は最近の労働運動が終戦後の混乱時を過ぎましてだん／＼それが軌道に乗つて来ておる状態だと、六年間の過去を振り返つてみますと終戦直後の混乱期からみれば遙かに軌道に乗つて来ておる、こういうふうにお考えになりませんか、さううか、どうでありましようか、その一点をお聞きいたします。

○委員長(中村正雄君) 堀本君に御注意申上げますが、できれば時間の關係が有りますので一括して御質問を願ひたいと思ひます。

○堀本三三君 それでは質疑になりましたせんけれども、委員長の特に御希望が有りますからそれに伴つて申上げたと思ひます。

第二段は私も終戦直後から労働問題に關係しておる者からみますと、実は遙かに健全ないほうを歩んでおる。にもかかわりませず最近労働組合の運動として伝えられるところは主として労使双方の争ひプロパーの事柄でなしに、率直に申しますればいろいろな政策、それは何だと申しますと占領政策がなくなつて獨立した、ところが日本の官僚の間には占領軍の權威がなくなつたときに何とかこれに代るところの權威がほしいということからのむしろ末梢的なものが法律としてだんだん現れて来ておる。而も国民大衆はまだ占領軍のほうか或る種の制限をしましてもこれを民主的な限界から逸

脱することのないような思慮と分別を或る程度加えたが、日本の官僚がそうでなくなつてやる場合には相当その範圍を逸脱するんじやないか。過去のいろいろな事例からさういふ心配をして反對している向きが多いのであります。さういふうなことを考へますと、併せてそのほかに考へられますことは、やはり占領が六年も続きましたから或る程度の社会的レジスタンスが反動として起るということは考へられますが、全体としてはいい方向に向つておる。そのときに健全な労働組合を却つて過激なほうに追いやるような政策はおとりになるべきではなからうじやないか。又国民が非常に濫用を恐れような事柄は政府として慎むべきこととでなからうか。さういふふうにお考えられるのであります。以上二点だけ御質問いたしまして時間がないうです。

○国務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。私が先ほど申した政府が提案いたしておる労働法に對しては賛成の向があるとお申したのであつて、あなたのお話が根據のない事実であると申したのでないものであります。賛成の方面もある、反對の方面も無論あるでしょうけれども、賛成者もあるということをごくに述べただけであります。

又次に現在の或いは占領七年後の労働運動がだん／＼いい方向に向つておると考へないかというお話、これは私は向つておると思ひます。誠に結構なことであると思ひます。併しながらこれも未だ尽きざるものがあり、一層健全な方向に向はしめることを私は希望せざるを得ないのであります。そのために今後取締或いは労働運動に對する

政府の措置が、占領當時よりも一層の良識を欠くといひますか、取締、制限という方向に向はしめないか、或いは法規を濫用しやしないかという御懸念のようでありまして、これは当局において十分慎みまして御懸念のないようにならうに向はせるつもりであります。併しながら時々刻々起る問題に對して、当局の処置方について或いは行過ぎたり、足らなかつたりすることがありましようから、これは各位において十分御監督になつてその欠点若しくは誤れる点は是正せられることにあたがたのほうからも御注意願ひたいと思ひます。

○委員長(中村正雄君) 堀本君に申しますが、まだあと持時間五分残つておりますから、その制限内で発言を許可いたします。

○堀本三三君 いいです。

○委員長(中村正雄君) では続いて堀眞琴君。

○堀眞琴君 私は先ず世論の關係について総理大臣はどのように考へられるかというところについて質問いたしたのであります。

只今総理大臣の答弁によりましますと、今度の労働法規の改正に對しましては賛成している人もある、だからしは言ふことができないというところを論拠としてお話になつておるものであります。併しながら労働組合は勿論であります。併しながら他の人々もこの法案に對しましては反對を表明いたしております。私も地方の公職会並びに東京の公職会におきまして各公職人からの陳述を聞いたのであります。労働者側の公職人の陳述は勿論であり

まするが、學識経験を持つた人々の陳述におきましてもやはりこの法案につきましましてはそれ／＼或いは治安立法的な性格を持ち込んだものであるとか、或いは又個人罰を採用することは労働法規の建前から適當ではないといふような意見が述べられておるのであります。単に国内の世論ばかりではあります。外國の新聞などの論調等を見ましてもこの労働法規の改正並びに治安立法につきましましてはひとしくこれに對して懐疑的な批判的な意見を述べているものが多いのであります。例えばフランスのル・モンドであるとか、或いはイギリスのロンドン・タイムスであるとか、或いはアメリカにおきましても各種の新聞が同様に治安立法、労働法規の改正に對しまして、日本の反動化を非常に心配し、日本はともすればファシズムへの道を行くのではないだろうかといふようなことを懸念しておるものであります。さういふような点につきましまして総理大臣はどのように考へられるか。総理大臣はかね／＼の御意見では、世論はこれは自分の関知するところではない、外國の新聞がどう書こうと自分はそれにはかわりはないのだ、或いは日本の国内の世論がどうあるともそれは関知するところではないという御意見をしばしば発表されておられます。私は今日の民主政治は世論を反映した政治だと思ひます。世論を無視して民主政治といふものが果してあり得るだろうか、さういふ観点から申しまして、首相のこの点に關してお答えを先ず承りたいと思ひます。

それから労働組合の問題であります。今度の法規の改正に對しまして

労働組合側では非常な強い反対をいたしておることは御承知の通りであります。ところでこの反対に對しまして政府では政治ストである、労働組合は経済的な条件の改善のために闘争を起すのは労働法上これを保護することができ、併し労働法の改正というような問題に對して反対することは政治ストであるからしてこれを認めるわけには行かない、こう答へられておるようであります。勿論労働組合が例へば政治ストを純粹の形において行うという場合においては、或いは労働組合の反省を求めなければならぬと思ひます。併しながら労働法の改正にしまして、或いは一連の治安立法にしまして、或いは労働組合のあり方に非常な重大な影響を持つものでありまして、従つてその点から労働組合がこれに反対するのは當然じやないかと思ひます。當りまして労働組合というようないわゆるプレシユア・グループの存在というところが非常に重要な意義を持つておると思ひますが、この点に關しまして総理大臣はどのようにお考へになつておるか、それをお尋ねいたしたいのであります。

次に第三点といたしまして今度の労働法の改正は、總じて基本的な権利の無視を行なつてゐるのだ、基本的権利というのはいふまでもなく憲法の二十八条に規定されておるものと、この労働法上の権利でありまして、ところが今度の労働法を見ますと、例へば緊急調整により或いは調停申請の却下により、或いはその他本来ならば労使の自主的な解決によつてこれを解決しなければならぬのに、この法規

によりすると不当に政府がこれに介入し、そうして基本的な権利を無視し乃至はこれを剝奪しようとするところの傾向が非常に強いということをお尋ねして見てもよろしいのであります。でありますからして例へば国際自由労連においても吉田首相に對する書簡において、日本のこれらの一連の労働法に對して注意を喚起してゐるというやうな事実も私も非常に重要視しなければならぬと思ひます。言ふまでもなく基本的な権利はこれは国民の不可侵の権利であります。永久の権利である。人類が長い自由闘争の間に獲得したところの権利でありまして、国民は不斷にこれを伸張するため努力をしなければならぬ権利であります。その権利を無視することがよしんばそれが治安という名目であらうと、それを無視することが果して適當であるかどうか、而も治安法規的な性格を今度の労働法の中に盛り上げたというところは、とりも直さずこの労働組合法即ち自主的な解決を促進するために労働者を保護するという建前において設けられたところの労働法を、基本的な権利を無視せしめる結果になつてゐるのだということを私も心配しておるのであります。これに對しまして総理大臣の御意見を伺いたいと思ひます。これだけ先ず最初

に、民の大多数はこれに對して賛意を表してゐると思つて政府は提案したわけでありまして、又世論を無視しようとは私は言つたことではないのであります。併しながら、或る新聞がこう言う言つたが、この新聞に對してはどう返事をするか、どういふやうな説明をやるかというやうな場合においては、一々の新聞に對して一々の説明或いは弁解はいたしにくいと申しておるのであつて、民主政治において世論を無視する色々の考えは毛頭持つておりません。

それから又政府としては労働の基本人權は無論尊重いたすが故にこの法規を出したのであります。その労働法によつて労働の基本人權までも阻止する、或いは無視する、或いは蹂躪する、或いは毛頭ないことは、政府各主管大臣その他からよくしばしば申したところでありまして、

○獨逸暴君 只今の首相の答弁は私には納得が行かぬのであります。例へば世論を無視しておらん、国民の大多数はこれに賛成してゐるというお話です。併しながら私は公明会において各公述人からの陳述によりまして、大半の公述人がこれに反対しておるといふ事実を私は見て知つておるのであります。それから又国民の多数を占めるところの労働者の階級が、これに對しまして全面的に反対を表明いたしておるのであります。吉田首相の言われる国民の多数は賛成であるといふ具體的な例証を私は重ねて示して頂きたいと思ひます。

これに反駁を加えるとか乃至はその他の手段を講ずることではないというお話であります。成るほど新聞の一々の論評に對して吉田首相がこれに反駁を加える、或いはこれを批判するということはないかも知れません。併し私が挙げましたところの例へばロンドン・タイムスであるとか或いはル・モンドであるとか、或いはニューヨーク・ヘラルド・トリビューンというやうな各新聞紙は、アメリカにおきましてイギリスにおきましてフランスにおきまして代表的な新聞であります。これらの新聞に載せられたところの論評は決してこれを無視することではできないのであります。恐らくニューヨーク・ヘラルド・トリビューンの論評はアメリカ人の多くによつて支持されてゐるところの論評であると思ひます。或いは又ル・モンドにいたしましてフランスの多くの人が支持してゐると見て差支ないと思ひます。こういうやうな新聞の論評を一概に上げることはできないというところは、私は民主政治家としてのあり方ではないと思ひます。この点に關しまして重ねてお尋ねを申上げたいと思ひます。

それから更に續いてもう一点お尋ねいたしたいのであります。政府におきましては、先ほど申しましたやうに、今後の労働法に對して治安立法的な性格を持たせてゐる、政府が不当に介入してゐるという点であります。この点につきましては只今総理大臣から何ら御答弁がないのであります。併し例へば緊急調整にいたしまして労働大臣の決定によりまして労働者の権利が一時停止されるのであります。それどころか五十日間の期間はスト権を禁止されると申上げて過言ではないと思ひますが、ところが今までの総理大臣の説明によりまして、彈圧法規ではないというだけをお話になつておるのであります。例へば緊急調整によつて果して基本的な権利を無視しないか、或いは又政府の不当な介入がないかという点に對しての重ねての御答弁を具體的にお願いいたしたいと思ひます。以上をもつて私の質問を終ります。

○國務大臣(吉田茂君) 今回の労働法規が世界の有力な新聞の批評を受け、若しくは反対を受けたというやうなことであります。私はこれらの新聞の論評に對してはまだ承知しておりませんが、併しながら、この労働法規の内容その他一切がわかりましたならばこれらの新聞も論評を改めるであらうと私は確信いたします。又労働調整等についての性質については労働主管大臣からお答えいたします。

○國務大臣(吉田茂君) 緊急調整に關する事項が治安立法という御意見でございますが、これは私がしばしば申し上げましたやうに治安立法ということではなくして、大きい争議があつて而もそれを放つておいたならば公共の福祉に重大な支障を来たすときに、これを公正なる労働委員会の手によつて解決を図らうという公共の福祉を考へての立法でございますので、この点誤解のないやうに御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(中村正雄君) 續いて菊川孝夫君。

○菊川孝夫君 私は、今回政府が提案された労働関係調整法等の一部を

改正する法律案以下の労働諸立法と重大な関連がございますので、総理大臣に特に第一に独立後の労働政策に関する基本方針をお伺いしたいと思うのであります。と申しますのは、占領期間中は何と申ししましても、労働問題が非常に深刻且つ重大なる段階になつた場合には、常に占領軍の介入によつて解決と申しますか処置せられたというところが、これは事実であります。併しながら、独立の結果一応そういうことがなくなりました以上は、日本人みずからの手によつて解決しなければならんことは申すまでもございませう。そこでその解決をいたすに当りまして、敗戦の結果何と申ししましても日本がもうほかの資源が殆んどなくなつたんでありますから、一番大事なものは人間の働く力、それから持つておる技術、これが一番日本にとつて貴重な財源だと申しますか、資源だと言つても過言ではないと思ふのであります。従いまして、この資源を十分活用して行くのは、何と言つても政治家にとつて一番大事な問題だと思ふのであります。だからと言つて戦前のように力で抑えつけてこれをこき使おうとしたつてなか／＼困難であり、且つそれは危険なことでもありますからして、どうしても協力させる、喜んで協力させるという政治のあり方でなければならんと思ひます。この点については総理も御異存がないと思ふのであります。さてその協力をさせる方をどうして協力させるかということは、一番大事な問題だと思ふのであります。この点について、総理はどういうふうにして協力させようか、どういふふうにして協力せんとするか、政府の政策に

お願いしたいと思います。

まするので、政府代表から親しく向うのかたんともお会いをして懇談をするように指示してある次第でございます。

○菊川孝夫君 総理は労働者に日本経済再建に協力を求めることに我々と考えは同じである。そこでその方法であるが、直ちにこれが理解をさせることが第一だと言っているのではありませんが、実際に現在総理がとられつつある態度は、必ずしも私は理解をさせるよりもむしろ反撥を誘発するような結果になつてゐるのではないかと、思ふのであります。と申しますのはそれは総理はお忙がしいことはよくわかつておりますし、何も一々労働者の代表に会つて説明をせよというようなことは私は申上げるのではないのでございまして、年に一べんや二回くらいはやはり定期的に日本の労働組合の代表者に会つて、重要国策について総理の本當の腹の中を打割つて、こういうふうな方向へ行くのだから協力せよ、或いは又労働組合側のこういう問題があるのだから一つ総理も重要国策をとるに當つては各大臣並びに政府の公務員に對してこういう指示は与えてもらいたい。實際過去にはこういう問題があるのだ、総理は御存じないかも知れないけれどもあるのだといつたようなことを極く僅かな時間でもいいと思ふのであります。特にこれに協力を求めようとする際に私はそれくらいな態度をお持ちになつてもいいのじゃないかと思ひます。過去において総理が初めて総理に御就任になつた當時とは日本の組合も相当成長いたしまして、過去においてとつたような例えれば日本の総理大臣に向つて失礼に當るといふような

態度は私はもうとらなないと思ふ。二・一斗争のときに総理大臣は労働者に向つて不逞の聲と言われたのであります。が、もうあの當時とは大分變つておりますので、この際は一年に一べんや二へんくらいはむしろ労働組合側からの要求もあつたら又総理から進んで面会を求めてそして会談をするというくらいのお氣持は今おありかどうか。それとも二・一斗争のときのようにまだまだあんな者に会わんとしようというお氣持かどうか、その点を一つ率直にお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(吉田茂君) 私の態度についてはこの際ここで弁明はいたしません。併しながら特に面会を避けたことはないのであります。私の承知しておる人、若しくは適當な紹介のある人に対しては會つております。併しながら何時、何日誰に會つたといふことを申すだけの何はありませんが、努めて政府の真意の徹底には努めてゐるわけでありまして。且つ今後又機会があれば従来の態度を改めることは勿論であります。若し悪いとするならば、併し協力は決して惜しまないつもりであります。

○菊川孝夫君 二分あるそうですからもう一言だけ。総理が今非常ににこやかな態度で以て従来の態度が惡かつた改めよう、又積極的に必要があつたら、又申入もあつたら決して面会したりすることによぶさかではない、非常にこれは私としてはいい御発言だと思ひます。必ず又実行に移すように、お忙しいのですから毎日々々會つたり、一月に一べんといつたような極端なことを言うのではありませぬけれども、重大な段階に向つたときは、労働組合は経済問題でいいのだといつておりま

すが、日本のような経済の底の浅い国におきましてはどうしても政治問題と関連を持つのであります。そこで最高政策として一つ御指示願ひまして、できることはできる、できないことはできないと率直にお答え願へば結構だと思ひます。そして理解を求めるように進められます。今後我々が紹介しました場合は喜んで一つ會つて頂きたい。私も曾つて組合運動の指導者の末席を汚した際にたび／＼この段階に来たら一べん／＼総理の一つ眞の肚を割つてお答え願つて今の政府の状況、方針等について御説明願ひたいと思つたときも、どうも趣旨の徹底ができなくて遂にその機会を得なかつたのであります。が、今後はできるだけお忙しい中、ごさいますし、それだけの態度をお示し願ひたい。そうすることが自然に融和され喜んで協力することになる。私はこれが一番大事だと思ふ。総理大臣が法律の細かい説明をされんども、本當に大所高所から皆に話すとが一番私は大事だと思ふ。大政治家は常に民衆に接するといふ態度をとられるのであります。総理大臣もこの態度をお示しならんことを願ひたい。して私の質問を終りたいと思ひます。

○委員長(中村正雄君) 以上によりまして本日の日程としての総理大臣に対する質問は終了いたしました。明日は午前十時から地方行政、人事の連合委員会を開きます。本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十五分散会

昭和二十七年七月一日印刷

昭和二十七年七月二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所